

29消安第4974号
平成29年12月25日

一般社団法人 農林水産航空協会会長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

農薬の使用方法における「無人航空機」の取扱いについて

近年、農薬散布の省力化、効率化を図るため、無人航空機の活用など、新たな散布技術の開発が進んでいる。こうした技術の進展に対応して、「農薬の登録申請において提出が必要な試験成績について（「無人ヘリコプターによる散布」関係）」（平成27年11月27日付け27消安第4481号消費・安全局農産安全管理課長通知）において、使用方法を「散布」としている登録農薬について、濃度等を変えずにその使用方法に「無人ヘリコプターによる散布」を追加する場合には、新たな試験成績の提出を要しないことを明確化したところである。

今般、農薬の使用方法の記載についても検討し、使用方法を「散布」としている場合には、人力散布機や動力散布機などに加え、無人航空機（無人ヘリコプター又はマルチローター、ドローン等と呼ばれる回転翼機をいう。以下同じ。）についても利用できることとし、下記のとおり農薬登録（農薬ラベル）における使用方法の範囲を明確にしたので、御了知の上、貴会会員に周知願いたい。

ただし、防除する対象病虫害及び雑草、対象作物等によって、適切な散布機器や散布技術は異なることから、防除の特徴を踏まえて、防除対象に応じた散布機器等を選択するよう、併せて指導願いたい。

なお、本通知の発出に伴い、「農薬の登録申請において提出が必要な試験成績について（「無人ヘリコプターによる散布」関係）」（平成27年11月27日付け27消安第4481号消費・安全局農産安全管理課長通知）は廃止することとする。

記

使用方法に関する表示	意味
散布 ¹⁾	防除対象に応じて、適切な散布機器（人力散布機、可搬式動力散布機、走行式動力散布機、無人航空機等）を選択して散布すること
無人ヘリコプターによる散布	無人航空機によって散布すること
空中散布	有人ヘリコプターによって広域に散布すること

1) 単に「散布」と記載されているものを指し、「雑草茎葉散布」、「全面土壌散布」、「湛水散布」等は含まない。